



11月は「秋のこどもまんなか月間」です

こども まんなか

「こどもまんなか社会」とは、常に子供の最善の利益を第一に考え、子供に関する政策を社会の真ん中に据えることを意味します。子供や若者を健やかに育成し、社会生活を円滑に営むことができるよう支援するため、この機会に家庭や地域で、「こどもまんなか」についてみんなで考えてみませんか。

子どもの権利条約について

国はこども政策の新たな推進体制を整えるため、「こどもまんなか社会の実現」を掲げて、令和5年度にこども家庭庁を設立し、こども基本法の制定や児童福祉法が改正・施行されるなど、児童福祉を取り巻く状況が大きく変わり、今まさに新たな局面を迎えています。

子供に関する諸政策の根幹となるのは、平成元年に国連で採択され、平成6年に我が国が批准を行った「子どもの権利条約」であり、条文では大きく「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利（意見の表明や参政権）」の4つについて書かれています。



子どもの意見の尊重

ここでは、「参加する権利」について取り上げます。少し前の日本社会では、子供からの意見聴取について、「幼くて理論的な考えができない」「わがままになる」など、前向きに捉えられない潮流がありました。参加する権利の重要性を理解するにあたり、児童福祉の現場でのエピソードを紹介します。

児童養護施設へ入所せざるを得ない児童がいて、児童本人はそれを拒否していたそうです。その時の一般的な対応であれば、そのまま入所の措置が取られるところでしたが、その担当者は児童本人の意見聴取を丁寧に行ったそうです。児童本人が望まない施設入所という結果は同じでも、意見表明できた場合とできていない場合の間には明らかな差があり、意見表明できた児童はすぐに施設の生活に馴染める傾向にあったそうです。

「子どもアドボカシー」について

子供からの意見聴取が重要である一方、子供は言葉でうまく気持ちを伝えられなかったり、大人に遠慮して口に出せなかったりして、意見表明の実現は容易ではありません。

そこで近年、児童福祉で注目されているのが、「子どもアドボカシー」という考え方です。アドボカシーとは、「声をあげる」という意味に由来し、子供自ら意見表明できることを指します。表明の方法により5つに分かれていて、直接本人からの発信のほか、先生や心理士・同じ境遇の仲間・親などのうち誰を介して発信するかにより分類されています。これらを組み合わせて、子供の声を聴く努力を重ねる取組となります。

これらの取組の対象は、社会的養護が必要な児童ですが、「こどもまんなか社会」の実現のためには、全ての子供の意見が尊重されなければなりません。子供の発達に合わせて気持ちを汲めるようアンテナを張り、否定することなく意見を表に出しやすい環境を整えていくことが必要です。それは特別なことではなく、子供の目線に立ってコミュニケーションを大切にしようとする意識で変わっていくことだと思います。

問い合わせ 社会福祉課子ども福祉係 ☎22-7742

みんなで防ごう児童虐待 ～あなたしか 気づいてないかも そのサイン～

11月は、オレンジリボンキャンペーン・児童虐待防止推進キャンペーン期間です。虐待には、身体的虐待・ネグレクト（育児放棄）・性的虐待・心理的虐待があります。「虐待かも？」と思ったらすぐに電話をしてください。あなたの1本の電話で救われる子供がいます。通告者や通告内容の秘密は守られます。また、「出産や子育てが心配」と思われたら相談してください。

相談・通告先 全国共通ダイヤル ☎189（いちちやく） 社会福祉課子ども福祉係 ☎22-7742
家庭児童相談室 ☎22-3544
広島県西部こども家庭センター ☎082-254-0381